

正

建築士事務所の業務廃止届

下記の建築士事務所の業務を廃止したので、建築士法第23条の7の規定により届出ます。

令和 2 年 2 月 22 日

(〒780-0870)

届出者 住所 高知市本町4丁目2番15号
高知県建設会館3階

氏名 高知建築株式会社 代表取締役 高知建太

開設者との関係 (本人)

高知県指定事務所登録機関

一般社団法人高知県建築士事務所協会会長 殿

記

建築士事務所	ふりがな 名称	こうちけんちくかぶしきかいしやいっきゅうけんちくしじむしょ 高知建築株式会社 一級建築士事務所		
	所在地	(〒780-0870)	電話	088(825)1231 高知市本町4丁目2番15号高知県建設会館3階
	建築士事務所の別	<input checked="" type="checkbox"/> 一級	<input type="checkbox"/> 二級	<input type="checkbox"/> 木造
	開設者氏名	高知建築株式会社 代表取締役 高知建太		
	登録番号	高知県知事登録第 222 号		
	登録年月日	平成 29 年 4 月 9 日		
		2級・木造の場合は登録都道府県名を記入 土佐 太郎		
	建築士登録番号	(一級)建築士	(大臣)	登録第 123456 号
	廃止年月日	令和 2 年 12 月 31 日 <input type="checkbox"/> 業務を廃止する日を書いてください		
	廃止理由	1 開設者の死亡 2 開設者の破産 3 合併による解散 4 その他の解散 5 法人格の変更 <input checked="" type="checkbox"/> 6 業務の廃止 7 その他の理由 ()		

注 届出者は 個人登録の開設者が死亡したときは相続人
合併により解散したときは、役員であった者
破産、清算中のときは、破産管財人、清算人
となります。

副

建築士事務所の業務廃止届

下記の建築士事務所の業務を廃止したので、建築士法第23条の7の規定により届出ます。

令和 2 年 2 月 22 日

(〒780-0870)

届出者 住所 高知市本町4丁目2番15号
高知県建設会館3階

氏名 高知建築株式会社 代表取締役 高知建太

開設者との関係 (本人)

高知県指定事務所登録機関

一般社団法人高知県建築士事務所協会会長

殿

記

建 築 士 事 務 所	ふりがな 名 称	こうちけんちくかぶしきがいしゃいっきゅうけんちくしじむしょ 高知建築株式会社 一級建築士事務所
	所在地	(〒780-0870) 電話 088(825)1231 高知市本町4丁目2番15号高知県建設会館3階
	建築士事務所の別	<input checked="" type="checkbox"/> 一級 二級 木造
	開設者氏名	高知建築株式会社 代表取締役 高知建太
	登録番号	高知県知事登録第 222 号
	登録年月日	平成 29 年 4 月 9 日
	管理建築士氏名 及 建築士登録番号	土佐 太郎 (一級)建築士 (大臣)登録 第 123456 号
廃止年月日	令和 2 年 12 月 31 日	
廃止理由	1 開設者の死亡 2 開設者の破産 3 合併による解散 4 その他の解散 5 法人格の変更 <input checked="" type="checkbox"/> 6 業務の廃止 7 その他の理由 ()	

届出により登録簿をまっ消したので通知します。

令和 年 月 日

記入しないでください

高知県指定事務所登録機関

一般社団法人高知県建築士事務所協会 印